

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らのうち、いわき市に避難した申立人X 5からX 8まで（夫婦及びその子ら）について、夫の勤務先が本件事故を原因として移転し、事故時の住所地からの通勤が困難になったこと及び発達障害を有する子がいることなどを考慮し、平成27年7月分までの精神的損害の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4、同X 5、同X 6、同X 7、同X 8及び同X 9（以下、「申立人ら」と総称する。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金1898万2900円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年11月19日

(別紙)

申立人 X 1 について			
番号	損害項目	期間	金額
1	精神的損害	平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 4 年 8 月 3 1 日	720,000

申立人 X 2 について			
番号	損害項目	期間	金額
2	精神的損害	平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 4 年 8 月 3 1 日	360,000

申立人 X 3 について			
番号	損害項目	期間	金額
3	精神的損害	平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 3 年 9 月 3 0 日	210,000

申立人 X 4 について			
番号	損害項目	期間	金額
4	精神的損害	平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 3 年 9 月 3 0 日	210,000

申立人 X 5 について			
番号	損害項目	期間	金額
5	精神的損害	平成 2 3 年 6 月 1 日～平成 2 7 年 7 月 3 1 日	5,000,000

申立人 X 6 について			
番号	損害項目	期間	金額
6	精神的損害	平成 2 3 年 3 月 1 1 日～平成 2 7 年 7 月 3 1 日	5,240,000

申立人 X 7 について			
番号	損害項目	期間	金額

7	精神的損害	平成24年9月1日～平成27年7月31日	3,150,000
---	-------	----------------------	-----------

申立人 X8について			
番号	損害項目	期間	金額
8	精神的損害	平成24年9月1日～平成27年7月31日	3,150,000

申立人 X9について			
番号	損害項目	期間	金額
9	精神的損害	平成23年3月28日～平成24年3月31日	390,000

申立人ら全員について	
損害項目	金額
番号1乃至9の合計	18,430,000
本件和解仲介手続に係る弁護士費用	552,900
和解金額合計	18,982,900